|  |
| --- |
| 第　　号青少年指導員証氏　　名 　　　　　　 　　 　　　　　 住　　所 門川町　　　　　　　　　　　　　　 　　　 生年月日　　　　　年　　　月　　　日　　　 　　　　　（委嘱期間） 令和　　年　　月　　日 より　　　 令和　　年　　月　　日 まで　　　　 門川町長　　　　　　 |

|  |
| --- |
| 青少年指導員の任務　青少年指導員は、青少年の非行を防止しその健全育成を図るため、次に掲げる事項について行なうことを任務とする。１. 少年の保護及び相談に関すること。２. 非行少年等（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、不良行為少年及び要保護少年）の早期発見、指導及び必要な継続指導に関すること。３. 青少年をめぐる有害環境の浄化及び福祉犯罪の発見や通報に関すること。４. 青少年非行防止のための地域社会に対する啓発に関すること。５. その他、前述の任務を達成するため、地域の特性に応じて必要と認められること。注意事項１．青少年指導員として活動に従事する際は、必ずこの証を携帯すること。２．この証を紛失または破損したときは、すみやかに事務局へ届け出ること。事務局（門川町教育委員会 社会教育課　電話0982-63-1140） |